

海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン 改訂案 新旧対照表

現行	改訂案
<p data-bbox="255 635 994 718">海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定 ガイドライン</p> <p data-bbox="497 983 757 1066">令和元年 6 月策定 令和 3 年 7 月改訂</p> <p data-bbox="400 1129 851 1212">経済産業省 資源エネルギー庁 国土交通省 港湾局</p>	<p data-bbox="1245 635 1984 718">海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定 ガイドライン</p> <p data-bbox="1482 983 1742 1117">令和元年 6 月策定 令和 3 年 7 月改訂 <u>令和●年●月改訂</u></p> <p data-bbox="1391 1181 1841 1264">経済産業省 資源エネルギー庁 国土交通省 港湾局</p>

現行	改訂案
<p data-bbox="145 215 537 247">第3章 促進区域の指定の基準</p> <p data-bbox="145 263 1108 343">1. 気象、海象その他の自然的条件が適当であり、発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること（第1号）</p> <p data-bbox="145 406 1108 542">本法第8条第1項第1号については、（1）気象、海象その他の自然的条件が適当であること、（2）発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれることをそれぞれ判断する。</p> <p data-bbox="145 606 1108 646">（1）気象、海象その他の自然的条件が適当であること</p> <p data-bbox="145 654 1108 742">「気象、海象その他の自然的条件が適当であること」は、以下の視点から確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="145 805 1108 941">➤ 国内及び海外の事例等も踏まえ、自然的条件（風況、水深、地盤等）から洋上風力発電事業の事業性が確保できる見込みがあると総合的に判断できること。 <li data-bbox="145 949 1108 1045">※ <u>例えば、風況については、一般的に、設備利用率30%以上を確保するため、平均風速7m/sが事業性の目安となるといわれている。</u> <li data-bbox="145 1149 1108 1284">※ <u>着床式洋上風力発電を念頭に置いた場合、一般的に比較的成本が安い設備が設置できる水深30m以浅の区域は事業性が高いと考えられる。</u> <li data-bbox="145 1300 1108 1380">➤ 本法に基づく発電設備及び維持管理に係る基準等に照らし、現時点の技術で合理的に発電設備の設置が可能であること。 	<p data-bbox="1131 215 1523 247">第3章 促進区域の指定の基準</p> <p data-bbox="1131 263 2105 343">1. 気象、海象その他の自然的条件が適当であり、発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること（第1号）</p> <p data-bbox="1131 406 2105 542">本法第8条第1項第1号については、（1）気象、海象その他の自然的条件が適当であること、（2）発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれることをそれぞれ判断する。</p> <p data-bbox="1131 606 2105 646">（1）気象、海象その他の自然的条件が適当であること</p> <p data-bbox="1131 654 2105 742">「気象、海象その他の自然的条件が適当であること」は、以下の視点から確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1131 805 2105 941">➤ 国内及び海外の事例等も踏まえ、自然的条件（風況、水深、地盤等）から洋上風力発電事業の事業性が確保できる見込みがあると総合的に判断できること。 <li data-bbox="1131 949 2105 1141">※ <u>風況については、NeoWins（NEDO 洋上風況マップ）における高度140mでの年平均風速が7m/s（15MW級風車のハブ高さ付近における風速がレーレ分布に従う場合の理論設備利用率が35%以上）を目安とする。ただし、7m/s未満の場合でも一律に対象外とするものではない。</u> <li data-bbox="1131 1149 2105 1236">※ <u>着床式洋上風力発電は水深が概ね50mから60m程度までの海域を対象とし、それより深い水深の場合は浮体式による実施を想定する。</u> <li data-bbox="1131 1300 2105 1380">➤ 本法に基づく発電設備及び維持管理に係る基準等に照らし、現時点の技術で合理的に発電設備の設置が可能であること。

現行	改訂案
<p>(2) 発電設備を設置すれば相当程度の出力の量が見込まれること</p> <p>「発電設備を設置すれば相当程度の出力の量が見込まれること」は、以下の視点から確認する。</p> <p>➤ 国内や海外の事例、区域ごとの事情、競争性確保等の観点も踏まえ、都道府県の意見も考慮しながら、効率的な事業の実施が可能となる促進区域の規模であること。</p> <p>※ 洋上風力発電のコスト低減の進む欧州主要国において<u>これまでに</u>設置又は入札の対象とされた洋上風力発電 1 区域当たりの平均容量は約 35 万 kW である。</p> <p>※ <u>これまでの</u>陸上風力発電におけるコストデータを分析すると、3 万 kW 以上の案件について、より低い資本費で事業が実施できている。</p> <p>2. ～ 3. (略)</p>	<p>(2) 発電設備を設置すれば相当程度の出力の量が見込まれること</p> <p>「発電設備を設置すれば相当程度の出力の量が見込まれること」は、以下の視点から確認する。</p> <p>➤ 国内や海外の事例、区域ごとの事情、競争性確保等の観点も踏まえ、都道府県の意見も考慮しながら、効率的な事業の実施が可能となる促進区域の規模であること。</p> <p>※ 洋上風力発電のコスト低減の進む欧州主要国において<u>本ガイドライン策定当初までに</u>設置又は入札の対象とされた洋上風力発電 1 区域当たりの平均容量は約 35 万 kW である。</p> <p>※ <u>本ガイドライン策定当初までの</u>陸上風力発電におけるコストデータを分析すると、3 万 kW 以上の案件について、より低い資本費で事業が実施できている。</p> <p>2. ～ 3. (略)</p>
<p>4. 発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続が適切に確保されることが見込まれること (第 4 号)</p> <p>「発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続が適切に確保されることが見込まれること」は、以下<u>のいずれかの</u>視点から確認する。</p>	<p>4. 発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続が適切に確保されることが見込まれること (第 4 号)</p> <p>「発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続が適切に確保 <u>(ファーム型接続の場合は一般送配電事業者等により系統容量が確保されていること。ノンファーム型接続の場合は連系予約が確定されていること。以下同じ。)</u>されることが見込まれること」は、以下 <u>(1) 又は (2) の</u>視点から確認する。</p>

現行	改訂案
<p>(1) <u>国の要請に基づき、当該促進区域に設置が見込まれる発電設備の規模について、暫定的な系統容量が一般送配電事業者により確保されていること</u></p> <p>(2) 事業者が想定される発電事業の規模につき確保している系統を、促進区域の指定後の占有権の公募のために活用すること（他の事業者が選定された場合は当該事業者^①に系統に係る契約を承継すること）を希望していること</p> <p>➤ 事業者が想定される発電事業の規模につき系統を確保している場合としては、①事業者が電力会社との間で接続契約を締結している場合、②事業者が系統接続を確保する蓋然性が高い場合が想定される。</p>	<p>なお、(1)の系統確保スキームに基づく対応を原則とするが、令和5年6月時点で準備区域又はどの区域にも整理されていない地域において、以下①及び②の両方を満たし、(2)の要件に合致する場合には、事業者が確保している系統接続を活用する方式により事業者公募を実施する。</p> <p>① 事業者が自身で確保している系統接続を当該都道府県に相談のうえ国に情報提供し、かつ、確保した系統接続を公募に提供する意思を示していること。</p> <p>② 都道府県が、①に該当する系統接続の活用を前提として、国に対して当該区域の情報提供を行っていること。</p> <p>(1) 「系統確保スキーム」として、国が当該促進区域における合理的な系統接続の方針を整理し、電力広域的運営推進機関に対して一般送配電事業者等が暫定的な連系予約を行うよう要請済、又は要請が可能な状況にあると判断できること</p> <p>➤ 第4章2. に規定する事前調査において、事業性の観点も含め当該区域の系統接続の見込みとともに系統確保スキームの適用を判断する。</p> <p>(2) 事業者が想定される発電事業の規模につき確保している系統接続を、促進区域の指定後の占有権の公募のために活用すること（他の事業者が選定された場合は当該事業者^①に系統接続に係る契約を承継すること）を希望していること</p> <p>➤ 事業者が想定される発電事業の規模につき系統接続を確保している場合としては、①事業者が一般送配電事業者等との間で接続契約を締結している場合、②事業者が系統接続を確保する蓋然性が高い場合が想定され</p>

現行	改訂案
<p>➤ ②事業者が系統接続を確保する蓋然性が高い場合としては、例えば、以下の場合等が想定される。</p> <p>ア 当該区域において、事業者等が接続契約申込みをし、受け付けられることにより、暫定的な系統容量を確保している場合</p> <p>イ 電源接続案件募集プロセスにおいて、優先系統連系希望者が決定された場合（あるいは、その後、共同負担意思が確認された場合）</p> <p>ウ <u>日本版コネクト&マネージ（N-1 電制・ノンファーム型接続）の適用により系統接続を確保できる蓋然性が高い場合</u></p> <p>なお、暫定的な系統容量が確保されている場合や系統接続の確保の蓋然性が高い場合であっても、その系統接続費用が著しく高額であり、当該区域における洋上風力発電事業の事業性がおよそ確保できないと考えられる場合には、洋上風力発電事業の実施のため系統接続が「適切に確保」できる見込みがないものと判断する。</p>	<p>る。</p> <p>➤ ②事業者が系統接続を確保する蓋然性が高い場合としては、例えば、以下の場合が想定される。</p> <p>ア 当該区域において、事業者が接続契約申込みをし、受け付けられることにより、暫定的な系統容量の確保<u>又は連系予約</u>をしている場合</p> <p>イ 電源接続案件募集プロセスにおいて、優先系統連系希望者が決定された場合（あるいは、その後、共同負担意思が確認された場合）</p> <p>なお、暫定的な系統容量の確保<u>又は連系予約</u>がされている場合や系統接続の確保の蓋然性が高い場合であっても、その系統接続費用が著しく高額であり、当該区域における洋上風力発電事業の事業性がおよそ確保できないと考えられる場合には、洋上風力発電事業の実施のため系統接続が「適切に確保」できる見込みがないものと判断する。</p>
<p>5. 発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること（第5号）</p> <p>「発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること」は、以下の視点から確認する。</p> <p>➤ 関係漁業団体を含む協議会において、発電事業の実施による漁業への支障の有無を確認し、漁業に支障があると見込まれる場合には、促進区域の指定は行わない。</p>	<p>5. 発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること（第5号）</p> <p>「発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること」は、以下の視点から確認する。</p> <p>➤ 関係漁業団体を含む協議会において、発電事業の実施による漁業への支障の有無を確認し、漁業に支障があると見込まれる場合には、促進区域の指定は行わない。</p>

現行	改訂案
<p>➤ <u>漁業への支障の有無の確認は、当該区域における洋上風力発電と漁業との協調・共生についての観点も踏まえて行う。</u></p> <p>※ <u>なお、実際の運用に当たっては、協議会の設置等の前にも、漁業の操業に対する支障の有無を関係漁業団体に十分に確認し、漁業に支障がある場合には協議会の設置等を行わないこととする。</u></p> <p>※ 国土交通大臣は、発電設備の設置に係る促進区域内海域の占用を許可するに当たり、選定事業者が当該設置までに協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ることを当該許可の条件とする。</p> <p>6. ～ 8. (略)</p>	<p>➤ <u>洋上風力発電によって想定される漁業への影響を考慮しつつ、併せて実施される共生策等を通じて、発電事業と漁業との共存共栄が実現可能かという観点から、漁業への支障の有無について協議会で判断する。</u> (※第4章3.(1)に移設し記載を修正)</p> <p>※ 国土交通大臣は、発電設備の設置に係る促進区域内海域の占用を許可するに当たり、選定事業者が当該設置までに協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ることを当該許可の条件とする。</p> <p>6. ～ 8. (略)</p>
<p><u>第4章 促進区域の指定に係る手続</u></p> <p>1. 促進区域の指定に係る手続の概要</p> <p>本法において、促進区域の指定に当たっては、経済産業大臣及び国土交通大臣があらかじめ区域の状況を調査し、促進区域の指定基準への適合性を判断するとともに、促進区域の指定の案の公告、縦覧、関係行政機関の長との協議、関係都道府県知事からの意見聴取等の手続を経ることとされている。</p> <p>また、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、促進区域の指定及び発電事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができ、協議会が組織されているときは、促進区域の指定に当たり、協議会の意見を聴取することとされている。</p> <p>具体的な運用に当たっては、公平性、公正性、透明性を確保した上で、<u>発電事業の実施が可能な区域を速やかに選定するため、(1) 様々な既知情報を収</u></p>	<p><u>第4章 促進区域の指定に係る手続</u></p> <p>1. 促進区域の指定に係る手続の概要</p> <p>本法において、促進区域の指定に当たっては、経済産業大臣及び国土交通大臣があらかじめ区域の状況を調査し、促進区域の指定基準への適合性を判断するとともに、促進区域の指定の案の公告、縦覧、関係行政機関の長との協議、関係都道府県知事からの意見聴取等の手続を経ることとされている。</p> <p>また、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、促進区域の指定及び発電事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができ、協議会が組織されているときは、促進区域の指定に当たり、協議会の意見を聴取することとされている。</p> <p>具体的な運用に当たっては、公平性、公正性、透明性を確保した上で<u>促進区域の指定を行うため、(1) 様々な既知情報を収集した上で、(2) 協議会を通</u></p>

現行	改訂案
<p>集した上で、(2) <u>早期に促進区域に指定できる見込みのある有望な区域を選定し、有望な区域については、(3) 協議会を設置するとともに、より詳細な調査を実施し、(4) 最終的な促進区域の指定基準への適合性を判断するというプロセスを経て促進区域を指定することとする。</u></p>	<p><u>じて具体的な協議を行うべき有望区域を整理し、(3) 協議会での協議と並行して区域の状況に関する詳細な調査を行い、(4) 協議会における協議結果を含め、促進区域の指定基準への適合性を判断するというプロセスを経て、促進区域の指定の案の公告及び縦覧を開始することとする。</u></p>
<p>2. 既知情報の収集等</p> <p>促進区域を指定するに当たっては、経済産業大臣及び国土交通大臣があらかじめ区域の状況を調査しなければならないところ、(1) 当該区域の促進区域の指定基準への適合性に関する情報のほか、(2) 地元の利害関係者の意向や調整状況など、各地域における促進区域指定のニーズに関する情報が必要である。<u>速やかに促進区域を指定するため、まずは、上記の(1)及び(2)に関する様々な既知情報を収集する。</u></p> <p>この際には、既存の文献やデータベースに基づく情報収集のほか、公平性、公正性、透明性を確保した上で、都道府県や事業者等が保有する情報を提供してもらうなど、既存の情報を可能な限り活用する。</p> <p>特に(2) 地域に関する情報については、地域関係者等との調整が必要になることを踏まえ、都道府県から情報収集することとする。その際には、公平性、公正性、透明性の確保の観点から、<u>一定の期間(3か月程度)を定めた上で、促進区域の指定を希望する都道府県から情報提供を受け付けることとする。</u></p>	<p>2. 既知情報の収集及び系統確保スキームの事前調査</p> <p>促進区域を指定するに当たっては、経済産業大臣及び国土交通大臣があらかじめ区域の状況を調査しなければならないところ、(1) 当該区域の促進区域の指定基準への適合性に関する情報のほか、(2) 地元の利害関係者の意向や調整状況など、各地域における促進区域指定のニーズに関する情報が必要である。<u>これを踏まえ、まずは、上記の(1)及び(2)に関する様々な既知情報を収集する。</u></p> <p>この際には、既存の文献やデータベースに基づく情報収集のほか、公平性、公正性、透明性を確保した上で、都道府県や事業者等が保有する情報を提供してもらうなど、既存の情報を可能な限り活用する。</p> <p>特に(2) 地域に関する情報については、地域関係者等との調整が必要になることを踏まえ、都道府県から情報収集することとする。その際には、公平性、公正性、透明性の確保に留意しつつ、<u>国から都道府県に対して有望区域等の整理に向けた情報提供を依頼することとする。</u></p> <p><u>なお、都道府県から情報提供を受け付ける際、関係漁業者の意向確認や調整には水産部局との連携が重要であるため、国は都道府県庁内の部局間での連携状況について確認を行うこととする。また、当該区域の範囲が一の都道府県に収まる場合であっても、都道府県境の近隣に区域が設定されている等、他都道府県の漁業者の操業状況や利害関係者の扱い等に関して関係する都道府県</u></p>

現行	改訂案
<p>こうした都道府県からの情報収集は、原則、年度ごとに実施することとし、計画的・継続的な運用に努めることとする。</p> <p><u>なお、(1)の適合性に関する情報を収集した結果、発電事業に必要となる系統が事業者により確保されておらず、また、他の情報等を踏まえて本法第8条第1項の規定による指定を行う見込みが一定程度あり、かつ、国として暫定的な系統容量の確保の要請を行うことを見込む場合には、以下の調査を実施する。</u></p> <p>① <u>将来的に促進区域に指定しようとする区域の気象、海象その他の自然的条件や、現時点の技術で合理的に設置が可能な発電設備を前提として、当該区域における合理的な発電設備の規模が不明であるときは、まず、その規模について調査を行う。</u></p> <p>② <u>合理的な発電設備の規模に見合う系統容量について、接続検討等の手続により、当該区域の系統接続の確保の蓋然性やその系統接続費用に関する事前調査を行う。</u></p>	<p><u>庁等に対して確認することも重要であり、国からの情報提供依頼の際にはその旨を必要に応じて喚起する。</u></p> <p>こうした都道府県からの情報収集は、原則、年度ごとに実施することとし、計画的・継続的な運用に努めることとする。</p> <p><u>また、(1)の適合性に関する情報を収集した結果、事業者から公募に提供する意思が確認された系統接続が確保されておらず、また、他の情報等を踏まえて本法第8条第1項の規定による指定を行う見込みが一定程度存在する準備区域であり、かつ、系統確保スキームの適用が想定される場合には、以下の事前調査を実施する。</u></p> <p>① <u>当該区域における風況等の自然的条件を勘案し、発電設備の出力規模の範囲を算定する。</u></p> <p>② <u>①の出力規模を踏まえ、系統接続の蓋然性や接続費用の概算を整理し、第3章4.(1)の基準への適合可能性の見込みを確認する。系統接続の蓋然性については、一般送配電事業者等に対して概略検討(接続検討における申込書記載項目について一定の仮定等を置いて技術的な観点から連系の可能性やその際の条件等の検討を行う作業を指し、送配電等業務指針に規定する接続検討としては取り扱わない。)を依頼し、その回答も踏まえて当該区域における系統接続の見込みを判断する。</u></p>
<p>3. 有望な区域の選定</p> <p>(1) <u>有望な区域の選定条件</u></p> <p>既知情報を収集した上で、<u>早期に促進区域に指定できる見込みがあり、より</u></p>	<p>3. 有望区域及び準備区域の整理</p> <p>(1) <u>有望区域に整理するための要件</u></p> <p>既知情報を収集した上で、<u>国が促進区域の指定に関する可否を判断するた</u></p>

現行	改訂案
<p>具体的な検討を進めるべき区域を「<u>有望な区域</u>」として<u>選定</u>する。</p> <p><u>有望な区域に選定</u>されるためには、少なくとも協議会において地元関係者との利害調整が可能な程度に地元の受入体制が整っており、かつ、促進区域の指定の基準に適合する見込みがあるものとして、以下の3つの要件を満たしていることを条件とする。</p> <p>① 促進区域の候補地があること</p> <p>② 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）</p> <p>③ 区域指定の基準に基づき、促進区域に適していることが見込まれること</p>	<p><u>めに、協議会を通じて具体的な協議を行うべき区域を「有望区域」として整理</u>する。</p> <p><u>有望区域に整理</u>されるためには、少なくとも協議会において地元関係者との利害調整が可能な程度に地元の受入体制が整っており、かつ、促進区域の指定の基準に適合する見込みがあるものとして、以下の3つの要件を満たしていることを条件とする。</p> <p>① 促進区域の候補地があること</p> <p>② 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）</p> <p><u>※ 利害関係者の特定に関して、関係漁業団体の意向を十分に確認し、協議会を通じた調整を行う状況が整っていない場合には、有望区域への整理は行わないこととする。</u></p> <p>③ 区域指定の基準に基づき、促進区域に適していることが見込まれること</p> <p><u>上記に加えて、都道府県からの情報提供の内容について、海洋環境の保全、海洋の安全の確保その他海洋に関する施策との調和を図る観点から、経済産業省及び国土交通省から農林水産省、環境省、防衛省その他関係行政機関の関係部局に対して事前に意見照会を行い、有望区域への整理は支障が生じるため留保すべき旨の意見があった場合には、有望区域への整理は行わない。</u></p> <p><u>上記のうち、代表的な事項として以下に例示する（これらに限られるものではない点に留意）。</u></p> <p>① <u>漁業・航路（利害関係者の特定・調整）</u></p> <p>② <u>環境（国立公園・国定公園区域等）</u></p>

現行	改訂案
<p>(2) 第三者委員会による意見の聴取（<u>有望な区域の選定</u>）</p> <p><u>有望な区域の選定</u>は、技術的な判断が必要であるため、有識者を含めた中立的な第三者委員会の意見を踏まえて行う。<u>有望な区域として選定された区域については、協議会を設置するとともに、促進区域の指定基準への適合性をより詳細かつ着実に確認するため、詳細な調査を実施する。</u></p> <p><u>こうした有望な区域を選定するプロセスは、都道府県からの情報収集と合</u></p>	<p><u>③ 防衛（防衛施設や自衛隊等の運用）</u></p> <p><u>④ 気象（気象レーダー）</u></p> <p><u>⑤ 航空（レーダー等の無線施設、飛行経路、訓練空域、高さ制限等）</u></p> <p><u>(2) 準備区域の整理</u></p> <p><u>有望区域の要件は満たさないものの、都道府県として、今後、協議会を設置して具体的な協議を行うことを念頭に、利害関係者等との調整に着手している区域については「準備区域」として整理する。</u></p> <p><u>準備区域では、利害関係者等と調整中のため現時点で有望区域への整理を望んでいない地域も対象に含まれるものとし、実際に準備区域に整理する際には、当該都道府県から準備区域として公表されることについての希望を確認したうえで整理を行う。</u></p> <p><u>なお、準備区域は案件形成の初期段階に着手することを想定した施策（JOGMEC によるサイト調査、系統確保スキームの事前調査等）の対象となるほか、計画的・継続的な市場形成に向けた予見性を高める観点から、まずは準備区域への整理を視野に、都道府県には案件形成の初期段階からの情報提供を推奨することとする。</u></p> <p><u>(3) 第三者委員会による意見の聴取（<u>有望区域及び準備区域の整理</u>）</u></p> <p><u>有望区域の整理は、専門的・技術的な判断が必要であるため、有識者を含めた中立的な第三者委員会の意見を踏まえて行う。本委員会では、有望区域や準備区域として整理する区域のほか、各区域において有望区域の整理に当たって付すべき条件等がある場合には、その内容について議論を行う。</u></p> <p><u>有望区域を整理するための第三者委員会は、国から都道府県への情報提供</u></p>

現行	改訂案
<p><u>わせて、年度ごとに実施することとする。</u></p> <p><u>第三者委員会の開催及び有望な区域の選定には、都道府県からの情報提供の受付後、1か月以上の期間を要することが想定される。</u></p> <p>なお、第三者委員会については、公平かつ公正に運営される必要がある。その審議過程を公開することにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれる恐れ等があることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1項第5号の規定に該当する場合にあっては、審議過程（構成委員名を含む）を非公開とすることとする。ただし、<u>有望な区域の選定</u>が完了した段階で、<u>選定結果及びその理由等</u>については公表するものとする。</p>	<p><u>依頼の実施ごとに開催するほか、必要に応じて適時開催することとする。</u></p> <p>なお、第三者委員会については、公平かつ公正に運営される必要がある。その審議過程を公開することにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれる恐れ等があることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1項第5号の規定に該当する場合にあっては、審議過程（構成委員名を含む）を非公開とすることとする。ただし、<u>有望区域の整理</u>が完了した段階で、<u>整理結果及びその理由等</u>については公表するものとする。</p>
<p>4. 協議会の設置、運営</p> <p>(1) 協議会の設置</p> <p><u>有望な区域に選定された区域</u>については、都道府県からの情報等に基づき、協議会の構成員となるべき利害関係者が特定されており、かつ、協議会を開始することにつき同意が得られているため、協議会を設置し、促進区域の指定に向けた協議を開始する。</p> <p>なお、協議会の下部には、必要に応じて実務者会議等を設置し、協議の円滑な進行を図ることとする。</p> <p>また、事業者選定後は、選定事業者も協議会、実務者会議等の構成員とする。</p>	<p>4. 協議会の設置、運営</p> <p>(1) 協議会の設置</p> <p><u>有望区域に整理された区域</u>については、都道府県からの情報等に基づき、協議会の構成員となるべき利害関係者が特定されており、かつ、協議会を開始することにつき同意が得られているため、協議会を設置し、促進区域の指定に向けた協議を開始する。</p> <p>なお、協議会の下部には、必要に応じて実務者会議等を設置し、協議の円滑な進行を図ることとする。</p> <p>事業者選定後は、選定事業者も協議会、実務者会議等の構成員となり、<u>協議会は事業の進捗報告等を通じた透明性確保の場として、毎年度1回は開催する。また、選定事業者は、選定後から公募占用計画の認定及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ特措法）に基づく発電事業</u></p>

現行	改訂案
<p>(2) 協議会における協議事項</p> <p>本法上、協議会においては、促進区域の指定に関する事項及び発電事業の実施に関する事項に関し必要な協議を行うこととされている。</p> <p>関係行政機関、事業者、地域の利害関係者の連携を図る観点から、協議会（上述の実務者会議等を含む。）においては、下記のような事項に関して協議、情報共有を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 促進区域の指定（変更を含む。）についての利害関係者との調整 ② 事業者の公募に当たっての留意点 ③ 発電事業に係る工事等に当たっての必要な協議、情報共有等 	<p><u>計画の認定までの間に、事業計画の概要や協議会意見とりまとめへの対応方針を協議会で説明する。</u></p> <p>(2) 協議会における協議事項</p> <p>本法上、協議会においては、促進区域の指定に関する事項及び発電事業の実施に関する事項に関し必要な協議を行うこととされている。</p> <p>関係行政機関、事業者、地域の利害関係者の連携を図る観点から、協議会（上述の実務者会議等を含む。）においては、下記のような事項に関して協議、情報共有を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 促進区域の指定（変更を含む。）についての利害関係者との調整 ② 事業者の公募に当たっての留意点 ③ 発電事業に係る工事等に当たっての必要な協議、情報共有等 <p><u>本法第9条第6項では、「協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない」と規定しており、協議会における合意事項は「協議会意見とりまとめ」として明示する。とりまとめには、発電事業に関する留意事項のほか、以下①～④に掲げる事項についても協議会での協議を踏まえて盛り込むこととする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>地域の将来像</u> <p><u>選定事業者と当該区域の地元が協働して取り組むべき発電事業と地域・漁業との共存共栄の絵姿について、その地域の「将来像」として整理する。将来像ではその地域の特色を反映し、想定される共生策の例を併記する。</u></p> ② <u>地域共生基金（地域や漁業との共生のために出捐される基金）</u>

現行	改訂案
<p>(3) 合意形成の方法</p> <p>協議会における合意形成は、以下の点に配慮しつつ行う。</p> <p>① 地域・利害関係者（海域の先行利用者等）の意見は特に尊重する。</p> <p>② 透明性の確保や地域との連携を促進する観点から、協議会については、可能な限り公開で議論する。（ただし、公共の利益や、当事者及び第三者</p>	<p><u>発電事業によって得られる利益を地域に還元し、それにより「地域の将来像」の実現を目指すことを目的として、選定事業者は地域に対し一定額を基金として出捐する。</u></p> <p><u>基金の規模は供給価格にも影響するため、「地域との共生」と「国民負担の抑制」の両立を前提に、地域間における公平性の観点も鑑みて、基金への出捐は次の算定式によるものとする。</u></p> <p>➤ <u>発電設備出力（kW）の規模に、kW 当たりの単価（250 円）と公募占用計画の最大認定期間（30 年）を乗じた額、すなわち「発電設備出力（kW）×250×30」で算定される額</u></p> <p>③ <u>漁業影響調査の考え方</u></p> <p><u>洋上風力発電設備の整備及び稼働に伴う漁業への影響を調査するために、地域の漁業の特性等を勘察し、調査の方法及び考慮すべき事項を整理する。選定事業者は協議会で議論された内容を基本的な仕様として考慮し、漁業者等と議論のうえ、具体的な調査内容を設計する。</u></p> <p>④ <u>発電設備等の設置に制約が生じる範囲</u></p> <p><u>事業者の予見性確保と選定後の円滑な調整のため、協議会構成員の意見を集約し、発電設備等の設置に関して制約を設ける必要がある部分を明確化する。</u></p> <p>(3) 合意形成の方法</p> <p>協議会における合意形成は、以下の点に配慮しつつ行う。</p> <p>① 地域・利害関係者（海域の先行利用者等）の意見は特に尊重する。</p> <p>② 透明性の確保や地域との連携を促進する観点から、協議会については、可能な限り公開で議論する。（ただし、公共の利益や、当事者及び第三者</p>

現行	改訂案
<p>の権利等を害するおそれがある場合には、非公開にできることとする。） <u>こうした合意形成を経て、協議会において促進区域の指定の案についての協議が整うまでには、少なくとも有望な区域の選定から3か月以上の期間を要することが想定される。</u></p>	<p>の権利等を害するおそれがある場合には、非公開にできることとする。）</p>
<p>5. 区域の状況の詳細な調査</p> <p><u>有望な区域に選定された区域について、3(1)に示した3つの要件の程度・熟度等を考慮し、より有望と見込まれる区域から、実際に海域の現地調査を行うなど、指定基準への適合性をより詳細かつ着実に確認するための調査を実施する。</u></p> <p>(1) 促進区域の各指定基準に関する調査</p> <p>促進区域の各指定基準（本法第8条第1項各号）については、主に以下のような手法を用いて調査を行うこととする。（以下は例示である。）</p> <p>①-1 <u>自然的条件（風況、水深、底質、波高、離岸距離等）が適当であること（同項第1号）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文献調査を実施 ・ <u>都道府県や事業者等が保有する情報を収集</u> ・ <u>現地調査を実施</u> <p><u>（より詳細な調査項目・調査内容については後記（2）のとおりとする。）</u></p> <p>①-2 出力の量が相当程度に達すると見込まれること（同号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当該区域の広さを確認</u> <p>② 航路等への支障を及ぼすことなく発電設備を適切に配置することが可能であること（同項第2号）</p>	<p>5. 区域の状況の詳細な調査</p> <p><u>有望区域又は準備区域の段階から、実際に海域の現地調査を行うなど、指定基準への適合性をより詳細かつ着実に確認するための調査を実施する。</u></p> <p>(1) 促進区域の各指定基準に関する調査</p> <p>促進区域の各指定基準（本法第8条第1項各号）については、主に以下のような手法を用いて調査を行うこととする。（以下は例示である。）</p> <p>①-1 自然的条件が適当であること（同項第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>文献調査や現地調査を実施（詳細は後記（2）を参照）</u> <p>①-2 出力の量が相当程度に達すると見込まれること（同号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>2. に規定する系統確保スキームの事前調査、又は第3章4.（2）に該当する事業者確保系統の最大受電電力により確認</u> <p>② 航路等への支障を及ぼすことなく発電設備を適切に配置することが可能であること（同項第2号）</p>

現行	改訂案
<ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶航行データ（AIS データ）を整理 ・ 都道府県が保有する情報を収集 <p>③ 当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であると認められること（同項第3号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾管理者や国土交通省地方整備局等から、風力発電設備の長大部材が長期間にわたり利用可能な埠頭及び必要な埠頭の地耐力や利用形態の確認 <p>④ 発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること（同項第4号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国が行った接続検討については、発電設備の規模の見直しや事前の接続検討から相当期間（1年程度）が経過するなど、接続検討の回答が変更となる可能性が高い場合に、接続検討を再実施</u> ・ <u>事業者がシステムを確保している場合は、当該事業者に対して、当該システムを公募に活用することを希望するか確認</u> <p>⑤ 発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること（同項第5号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会等において確認 <p>⑥ 漁港の区域、港湾区域、海岸保全区域等と重複しないこと（同項第6号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係行政機関への照会等により確認 <p>（2）自然的条件に関する調査内容及び調査方法</p> <p>上記（1）のうち、気象、海象等の自然的条件に関する調査内容については、情報収集に要する時間・コストを勘案しつつ、以下の調査項目・調査方法を目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶航行データ（AIS データ）を整理 ・ 都道府県が保有する情報を収集 ・ <u>関係機関が参加する協議会等において確認</u> <p>③ 当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であると認められること（同項第3号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾管理者や国土交通省地方整備局等から、風力発電設備の長大部材が長期間にわたり利用可能な埠頭及び必要な埠頭の地耐力や利用形態の確認 <p>④ 発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること（同項第4号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>2. に規定する系統確保スキームの事前調査の実施結果を基に、必要に応じて調査結果の補正及び概略検討の補正を行い、公募時に事業者が行う接続検討申込の前提条件を整理</u> ・ <u>事業者が自身で確保している系統接続に基づく場合（第3章4.（2）に該当する場合）は、当該事業者に対して、接続契約の現状を確認</u> <p>⑤ 発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること（同項第5号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>第3章5. の観点に基づき協議会において確認</u> <p>⑥ 漁港の区域、港湾区域、海岸保全区域等と重複しないこと（同項第6号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係行政機関への照会等により確認 <p>（2）自然的条件に関する調査内容及び調査方法</p> <p>上記（1）のうち、気象、海象等の自然的条件に関する調査内容については、「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針」を踏まえ、当該区域がセン</p>

現行	改訂案
<p><u>安とし、専門的な見地も踏まえ、区域の実状に応じて検討する。</u></p> <p>① <u>気象観測調査</u></p> <p>ア <u>風況</u></p> <p>（調査項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>年平均風速、風速分布・風向分布、乱流強度、極値風速等</u> <p>（調査方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>最新の技術による観測方法（スキヤニングライダー、フローティングライダーを用いた観測等）を用いた実測による1年間の風況データの調査（10分平均データの積上げ・連続12ヶ月間で観測）</u> ・ <u>極値風速等、調査項目によっては文献調査も合わせて実施</u> <p>イ <u>落雷</u></p> <p>（調査項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>夏季及び冬期の落雷状況等</u> <p>（調査方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>文献調査</u> <p>② <u>海象調査</u></p> <p>ア <u>潮汐</u></p> <p>（調査項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>潮汐変化、最高／最低静水位等</u> <p>（調査方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>文献調査</u> <p>イ <u>波浪</u></p> <p>（調査項目）</p>	<p><u>トラル方式の適用対象・対象外の別に応じて、以下の整理に基づき対応するものとする。具体的な調査内容・方法は、区域の実状に応じて検討する。</u></p> <p>① <u>セントラル方式のサイト調査（風況・海底地盤・気象海象）の対象となる区域</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>JOGMEC（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構）が「セントラル方式として JOGMEC が実施するサイト調査の基本仕様」を踏まえ、対象区域毎に個別に仕様を決定して現地調査を実施する。</u> <p>※ <u>調査結果は JOGMEC から公募に参加する事業者に対して提供するため、事業者が公募前に現地調査を行うことは前提としない。</u></p> <p>② <u>セントラル方式のサイト調査を実施しない区域（セントラル方式の対象外の区域）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当該区域の風況は NeoWins（NEDO 洋上風況マップ）上で年平均風速等を確認することとし、現地調査は実施しない。</u> ・ <u>海底地盤調査は、以下の事項を目安として、有望区域への整理後に国が現地調査を実施する。</u> <p>（調査項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>海底形状・底質、海底人工物、海底面下の土層構造等（物理探査）、海上ボーリング等（地質調査）</u> <p>（調査方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地盤ごとのボーリング調査・音波探査等の実測による調査</u> <p>※ <u>公募前に自主的な調査を希望する事業者は、地元自治体や関係漁業団体等と各自で必要な調整を実施する。</u></p>

現行	改訂案
<p>・ <u>有義波高・波のピーク周期、極値波頂高等</u> <u>(調査方法)</u></p> <p>・ <u>文献調査</u></p> <p>③ <u>海底調査</u> (調査項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海底形状・底質、海底人工物、海底面下の土層構造等（物理探査） ・ 海上ボーリング等（地質調査） <p>(調査方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地盤ごとのボーリング調査・音波探査等の実測による調査 <p><u>(3) 当面の運用</u></p> <p><u>基本的な調査内容、調査方法については上記を原則とするが、当初の促進区域の指定の案の決定・公募時においては、特に風況について1年間の実測による調査を必要とする場合、手続の実施が著しく遅延するおそれがある。このため、当初の促進区域の指定の案の決定時には、主としてNEDO風況シミュレーションマップを活用しつつ、並行して風況の実測調査を行い、公募時において、風況シミュレーションを活用するなどして暫定的に調査結果をまとめつつ、その後も情報収集を継続した上で情報を追完することとする。</u></p> <p>① <u>促進区域の指定の案の決定時には、主としてNEDO風況シミュレーションマップを活用する。</u></p> <p>② <u>公募時には、当該時点までに収集可能な実測データを提供するとともに、専門的な知見を踏まえつつ、1年間の風況シミュレーションを行うことを検討する。</u></p> <p>③ <u>その後、引き続き風況の実測を継続し、1年間の実測データが得られた</u></p>	

現行	改訂案
<p><u>時点で、当該データを追加的に公表する。</u></p> <p><u>こうした手法を用いることを前提に、促進区域の指定の案の決定までに実施する詳細調査については、有望な区域の選定から3か月以上の期間を要することが想定される。</u></p> <p><u>(4) その他の調査事項</u></p> <p><u>海洋環境の保全、海洋の安全の確保、その他の海洋に関する施策との調和を図る観点から、文献調査や関係省庁への確認等により、必要に応じて以下の事項等についても調査を行う。</u></p> <p><u>① 漁業等（漁業区域、投錨区域、潮干狩場、航路、船舶通行量、海岸保全区域、海水浴場、海上構造物等）や防衛（基地、訓練区域、航空制限、電波障害防止、レーダー等）に係る先行的な海域の利用状況に関する事項</u></p> <p><u>② 海洋環境に関する情報</u></p>	<p><u>(※3.(1)に移設し記載を修正)</u></p>
<p>6. 促進区域の指定基準への適合性の判断</p> <p>促進区域の指定につき協議会における協議が整い、詳細な調査が完了した区域については、促進区域の指定基準への適合性を判断する。</p> <p>なお、<u>発電事業に必要な系統が事業者により確保されていない場合は、系統接続の適切な確保に向けて、当該促進区域に設置が見込まれる発電設備の規模につき、一般送配電事業者が暫定的に系統容量を確保すること及びそのための接続検討について、国が電力広域的運営推進機関に要請を行う。</u></p> <p>適合性の判断は、公平性、公正性を確保しつつ、専門的・技術的な観点から検討する必要があるため、有識者を含めた中立的な第三者委員会の意見を踏まえて行う。</p>	<p>6. 促進区域の指定基準への適合性の判断</p> <p>促進区域の指定につき協議会における協議が整い、詳細な調査が完了した区域については、促進区域の指定基準への適合性を判断する。</p> <p>なお、<u>第3章4.(1)に規定する系統確保スキームに基づき第4号基準の適合性を確認する場合、5.(1)④の公募時に事業者が行う接続検討申込の前提条件を整理した後、国から電力広域的運営推進機関を通じて、一般送配電事業者等に暫定的な連系予約を要請する。</u></p> <p>適合性の判断は、公平性、公正性を確保しつつ、専門的・技術的な観点から検討する必要があるため、有識者を含めた中立的な第三者委員会の意見を踏まえて行う。</p>

現行	改訂案
<p>この第三者委員会は、事業者の予見可能性を確保するため、<u>6か月</u>ごとなど、定期的に開催することとし、その時点までに協議会における協議及び詳細調査が完了している区域から指定基準への適合性を判断する。</p> <p><u>上記の第三者委員会の開催及び促進区域の指定基準への適合性の判断には、少なくとも協議会における協議及び詳細な調査の終了後、1か月以上の期間を要することが想定される。</u></p> <p>なお、第三者委員会については、公平かつ公正に運営される必要がある。その審議過程を公開することにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれる恐れ等があることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1項第5号の規定に該当する場合にあっては、審議過程を非公開とすることとする。</p> <p>7. (略)</p>	<p>この第三者委員会は、<u>促進区域指定に係る事業者の予見可能性を確保するため、年度ごと</u>など、定期的に開催することとし、その時点までに協議会における協議及び詳細調査が完了している区域を対象として第三者委員会に諮り、<u>その意見を踏まえ、経済産業省及び国土交通省において指定基準への適合性を判断する。</u></p> <p>なお、第三者委員会については、公平かつ公正に運営される必要がある。その審議過程を公開することにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれる恐れ等があることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1項第5号の規定に該当する場合にあっては、審議過程を非公開とすることとする。<u>ただし、促進区域の指定を公示した段階で、適合性に関する第三者委員の意見等については公表するものとする。</u></p> <p>7. (略)</p>
<p>8. 促進区域指定案の公告・縦覧、関係行政機関の長等との協議等 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 促進区域の指定、当該区域の概要の公告 上記(1)及び(2)の手続を経た上、経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域を指定する。</p>	<p>8. 促進区域指定案の公告・縦覧、関係行政機関の長等との協議等 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 促進区域の指定、当該区域の概要の公告 上記(1)及び(2)の手続を経た上、経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域を指定する。</p>

現行

促進区域を指定したときは、遅滞なく、省令で定めるところにより、その旨及び当該指定をした促進区域を公告する（第8条第6項）。

促進区域の指定の案の決定から上記の法定の手続を経て、促進区域を指定するまでには、2か月程度の期間を要することが想定される。

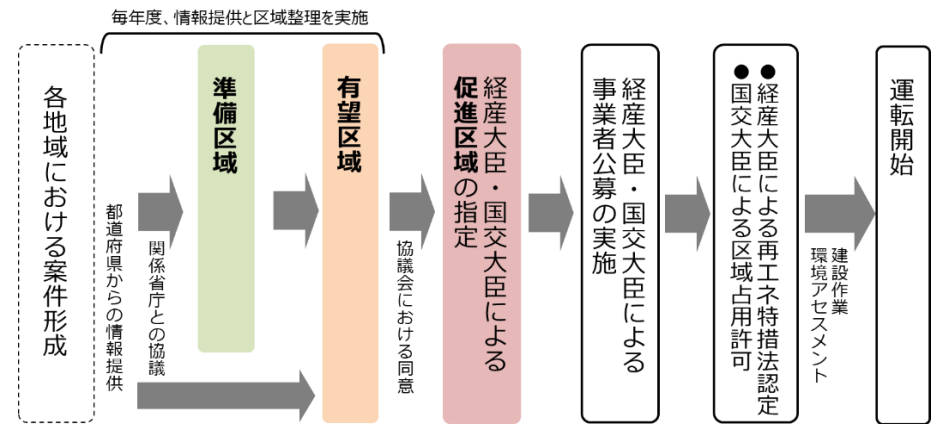
【(参考) 促進区域の指定プロセスの全体像と想定スケジュール】



改訂案

促進区域を指定したときは、遅滞なく、省令で定めるところにより、その旨及び当該指定をした促進区域を公告する（第8条第6項）。

【(参考) 促進区域指定及び運転開始までのプロセスの流れ】



【(参考) 系統確保スキームの流れ】

現行	改訂案
<p>9. その他の留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都道府県条例に基づく海域の占用許可との関係について</p> <p>一定規模以上の発電設備が設置可能である区域や今後促進区域として指定される可能性のある区域については、以下の観点から、原則、都道府県条例に基づく占用許可により実施するのではなく、再エネ海域利用法に基づき、国と都道府県が連携して進めることが適切である。このため、当該趣旨について国は都道府県に対して周知を行うこととする。</p> <p>① 計画的・継続的に洋上風力発電を促進することが重要であること</p> <p>② 先行的に小規模で実施している事業者がいる場合には適切な競争環境の確保ができない可能性があること</p>	<p>9. その他の留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都道府県条例に基づく海域の占用許可との関係について</p> <p>一定規模以上の発電設備が設置可能である区域や今後促進区域として指定される可能性のある区域については、以下の観点から、原則、都道府県条例に基づく占用許可により実施するのではなく、再エネ海域利用法に基づき、国と都道府県が連携して進めることが適切である。このため、当該趣旨について国は都道府県に対して令和元年6月11日付で周知を行った。</p> <p>① 計画的・継続的に洋上風力発電を促進することが重要であること</p> <p>② 先行的に小規模で実施している事業者がいる場合には適切な競争環境の確保ができない可能性があること</p>

現行	改訂案
<p>③ 海洋に関する施策との調和を図りつつ、発電設備の整備に係る海域の利用を促進するためには、国、関係地方公共団体が密接に連携して進める必要があること</p> <p>④ 再エネ海域利用法には、促進区域の指定、占用に係る計画の認定制度、非常災害時における緊急措置、監督処分等の規定を定めているが、これらの規定は都道府県の条例に必ずしも定められているものではないこと</p>	<p>③ 海洋に関する施策との調和を図りつつ、発電設備の整備に係る海域の利用を促進するためには、国、関係地方公共団体が密接に連携して進める必要があること</p> <p>④ 再エネ海域利用法には、促進区域の指定、占用に係る計画の認定制度、非常災害時における緊急措置、監督処分等の規定を定めているが、これらの規定は都道府県の条例に必ずしも定められているものではないこと</p> <p><u>その後、周知内容に関して国の考え方を示してもらいたい旨の要望を都道府県から受けたことを踏まえ、令和2年4月6日付で国から都道府県に対し、地方自治法に規定する技術的助言を行った。その概要は以下のとおりである。</u></p> <p><u>① 一定規模以上の発電設備が設置可能である区域や、今後促進区域に指定される可能性のある区域について、国有財産法上の占用許可を行わないこととする根拠について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」(昭和33年1月7日 蔵管第1号)では、行政財産の使用許可ができる場合の具体事例として、「公共性・公益性・中立性に反しない」ことを前提に、「一時的又は限定的なため業務運営上支障が生じない場合」あるいは「社会的又は経済的な見地から妥当な場合」が示されている。</u> ➤ <u>国が促進区域を指定し、公募を通じて最も適切な者を選定することで、長期的・安定的・効率的な発電事業を実現する再エネ海域利用法がある中、一定規模以上の発電設備が設置可能である区域や、今後促進区域に指定される可能性のある区域において、同法に基づく</u>

現行	改訂案
	<p><u>公募を経ずに都道府県条例で占用許可を与えることは、長期的・安定的・効率的な発電事業を実施する機会を喪失することになり、「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」における「公益性」に反すると考えられる。</u></p> <p>② <u>「一定規模」の目安について</u></p> <p>➤ <u>ガイドライン策定時の「これまでの陸上風力発電におけるコストデータを分析すると、3万kW以上の案件について、より低い資本費で事業が実施できている」という記載を踏まえ、3万kWが「一定規模以上の発電設備が設置可能である区域」の1つの目安になる。</u></p> <p>③ <u>「今後促進区域に指定される可能性のある区域」の具体的な例</u></p> <p>➤ <u>国又は都道府県が促進区域の指定に向けて検討を行っている又は今後検討を行う可能性がある区域が該当する。</u></p> <p><u>また、上記の整理を明確化する観点から、以下のとおり補足する。</u></p> <p><u>令和2年4月6日付の技術的助言の中で示している「国有財産法上の占用許可を行わないこととする根拠」の考え方を踏まえれば、都道府県条例による占用許可は、再エネ海域利用法が存在する中での例外的な措置として解すべきであり、その例外にあたる事例として、「一定規模以上の発電設備が設置可能である区域」に該当しない場合や、促進区域に指定される見込みが乏しい場合が示されている。</u></p> <p><u>そのうえで、「一定規模」の目安として引用した3万kWという数値は、「発</u></p>

現行	改訂案
	<p><u>電事業に用いる海域」を単位として判断することが適切であると考えられる。</u> <u>この「発電事業に用いる海域」の単位の捉え方は、地域の実情を踏まえて個別に判断されるべきものと思料されるが、例えば、当該海域に関わる利害関係者が同一とみなせる海域（一例として、同じ免許権者が管理する共同漁業権内の水面）を一つの単位とすることが想定される。</u></p> <p><u>また、「一定規模」に満たない区域として都道府県条例に基づき占用許可を発出する場合であっても、例えば、発電した電気の地域活用を盛り込む計画であるか等、都道府県条例という性質を考慮して許可の判断を行うことが望ましいと考えられる。</u></p> <p><u>他方、「促進区域に指定される見込みが乏しい場合」の例としては、国や自治体等の公的機関の関与の下に実施される実証事業等、その性質から一時的又は限定的であり、再エネ海域利用法における「長期的」な発電事業を前提とした運用になじまず、かつ、行政財産の取扱い基準と整合が取れる案件が想定される。</u></p>